

東部土木登米地域だより

第13号



平成28年12月26日発行

宮城県東部土木事務所
登米地域事務所

みやぎ県北高速幹線道路「事業だより」を発行しました

東部土木事務所登米地域事務所では、県民の皆さまへ「みやぎ県北高速幹線道路Ⅱ期（中田工区）・Ⅲ期（佐沼工区）事業」に関する最新の情報を定期的にお届けするため、「事業だより」を発行しました。

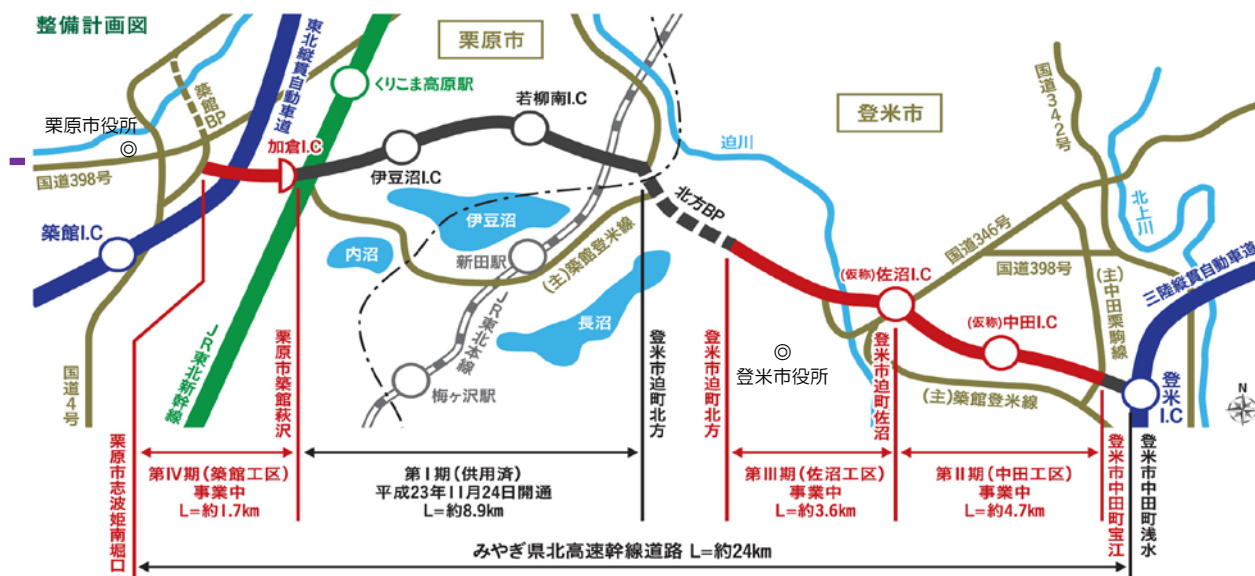
第1号（H28.12.1発行）では、みやぎ県北高速幹線道路事業に伴う整備効果、工事の進捗状況等について紹介しています。

今後、工事の進捗状況や交通規制状況など情報発信していきますので是非御覧ください。

～ 事業概要 ～

みやぎ県北高速幹線道路は、宮城県北部において東北縦貫自動車道と三陸沿岸道路を東西に結ぶことにより、地方中心都市の相互連携の強化を図るとともに、防災面における道路ネットワークの構築を図る地域高規格道路です。また、本事業は、東日本大震災からの復興に向けたリーディングプロジェクトにおいて、復興支援道路として位置付けられています。

当事務所が施行する区間は、みやぎ県北高速幹線道路Ⅱ期（中田工区）・Ⅲ期（佐沼工区）で、三陸縦貫自動車道の登米IC（インター・チェンジ）から登米市迫町北方までを結ぶこととしています。



■Ⅲ期（佐沼工区）の用地説明会を開催しました（平成28年12月13日）

Ⅲ期（佐沼工区）の起点交差点部について、用地のご協力をいただくため、当該計画箇所該当する方々を対象に用地説明会を開催しました。

説明会では、物件調査のための立ち入りについてご了解をいただくことができましたので、物件調査とともに用地交渉を進めていく予定としています。



説明会の様子（登米市北方公民館）

土砂災害危険箇所の指定状況

大雨や地震等によって土砂崩れや土石流などの土砂災害が発生するおそれのある「土砂災害危険箇所」は、登米市内に684箇所存在します。

このような危険から、住民の生命を守ることを目的として土砂災害防止法に基づき土砂災害危険箇所を「土砂災害警戒区域」等として順次指定しています。

登米管内の指定箇所は、平成27年度末現在で345箇所となっており、うち災害時要援護者施設関連箇所については、全箇所指定済みとなっています。

平成28年度においても、登米市の協力を得て基礎調査結果説明会を開催しており、順次指定作業を進めています。

■登米市内の土砂災害危険箇所指定状況

区 分	土砂災害危険箇所数		警戒区域等指定済み箇所				備考
		うち災害時要援護者施設関連箇所		指定率	うち災害時要援護者施設関連箇所	指定率(%)	
全体	684	9	345	50.4%	9	100.0%	
ランク1	173	8	165	95.4%	8	100.0%	保全対象5戸以上
ランク2	463	1	171	36.9%	1	100.0%	保全対象4戸以下
ランク3	48	0	9	18.8%	0	100.0%	保全対象なし

※災害時要援護者施設：特別養護老人ホーム、幼稚園、身体障害者ホーム等

～ 土 砂 災 害 危 険 予 知 の 知 識 ～

土砂災害の**キケン**信号をみのがさないで！

避難場所、避難経路を確認しておきましょう！

がけ崩れの前兆現象



○がけや斜面に割れ目
ができた時



○がけから水が湧き出
てきた時



○がけから小石がバラ
バラと落ちてくるよう
になった時

土石流の前兆現象



○川の流れが濁ったり、
流木が混じっている時



○「山鳴り」といって、
山全体がうるような
音がする時



○雨が降り続けている
のに、川の水量が減っ
ている時

地すべりの前兆現象



○沢水や井戸水が濁っ
た時



○地面がひび割れたり、
一部が陥没あるいは隆
起した時



○斜面から水が湧き出
した時

～ 避難場所 ～



○○ 中学校

非常持ち出し品を準備しておきましょう！

非常食・水



貴重品



衣類



非常時の
持出し品

医薬品



道具類



異常発見時の連絡先を確認しておきましょう！

登米市○○総合支所

宮城県東部土木事務所
登米地域事務所

電話番号○○○○-○○-○○

電話番号 0220-22-2763
(河川砂防班)

■土砂災害防止法に基づく基礎調査結果説明会

土砂災害危険箇所を指定するためには、危険箇所毎に地形や地質を詳細に調査し、区域の範囲を確定する「基礎調査」を実施し、住民の方々に説明した後に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定します。平成28年度においても、11月から12月にかけて説明会を開催しました。



東和町での説明会（H28.11.28）



中田町での説明会（H28.11.29）

「長沼ダム利活用会議」を開催しました

平成26年度から管理に移行した長沼ダムでは、建設時に培われた地域活性化に関連する取り組みを継承しつつ、ダム運用開始に合わせた新たな地域活性化を推進するため、長沼ダムに關係する地域の代表や行政が一堂に会して、情報の共有や新たな取り組み、問題解決を話し合う場として「長沼ダム利活用会議」を開催しました。

- 日 時：平成28年11月28日（月） 午後1時30分～
- 場 所：宮城県登米合同庁舎 501大会議室
- 委 員：長沼漁業協同組合、スマイルサポーター、登米市観光物産協会
元長沼ダム地権者会、NPO伊豆沼・長沼水環境ネットワーク
宮城県長沼ポート場、迫川沿岸土地改良区、登米市關係各課
ネーミングライツスポンサー、長沼ダム管理事務所の各關係者
- 議 題：貯水池の運用実績について／ダム周辺の除草・支障木伐採について
長沼の水質について／スマイルサポーターについて
イベント・レクリエーションの実績について

■内 容：
今回の会議では、宮城県保健環境センターの佐藤重人水環境部長を講師に招き、長沼の水質について説明をいただき、伊豆沼・内沼自然再生事業の先進事例や水質改善に向けた取り組みなどについて意見交換がなされました。

委員からは、長沼への利水補給や漕艇場の恒久施設としてのさらなる利活用、3月18日～20日に開催される「東北風土マラソン&フェスティバル」についての情報提供と協力依頼など活発な意見が交わされました。



佐藤講師による説明



意見交換の様子



「スマイルサポーター」の紹介



県では、県が管理する道路や河川でボランティアによる美化活動を行う団体等を「スマイルサポーター」として認定しています。

今年度、新しくスマイルサポーターとして活動していただく団体をご紹介します。

登米地域では、平成28年12月末現在で、道路44団体、河川18団体の計62団体において環境美化に携わっていただいております。

■スマイルサポーターへ知事感謝状を贈呈しました

スマイルサポーターとして県管理道路や河川の美化活動を積極的に継続されてきた8団体に知事感謝状を贈呈しました。

皆様の長年にわたるご尽力に対し、心から感謝申し上げます。

【表彰された皆様（敬称略）】

○スマイルロードプログラム参加団体【道路美化活動】

- ・小野寺企業グループ友志会清掃隊 (国道342号 中田町内)
- ・有限会社岡田組 (主要地方道古川佐沼線 南方町内)
- ・有限会社鱒淵建設カントリーロード (一般県道馬籠東和線 東和町内)
- ・有限会社伊藤組 (一般県道東和薄衣線 東和町内)

○スマイルリバープログラム参加団体【河川美化活動】

- ・株式会社北宮城自動車学校 (荒川 迫町内)
- ・有限会社菅原興業 (迫川 迫町内)
- ・株式会社渡辺建設 (迫川 迫町内)
- ・株式会社太田組クリーン隊 (迫川 迫町内)



知事感謝状を囲んで

■「スマイルサポーターパネル展」を開催しました

8月の「道路ふれあい月間」にあわせ、登米市内において道路や河川の美化活動に日頃から取り組んでいただいているスマイルサポーターの活動の様子や制度について紹介する写真パネル展を開催しました。

開催日 平成28年8月4日（木）～8月17日（水）

開催場所 イオンタウン佐沼 東側入口



■スマイルサポーター紹介

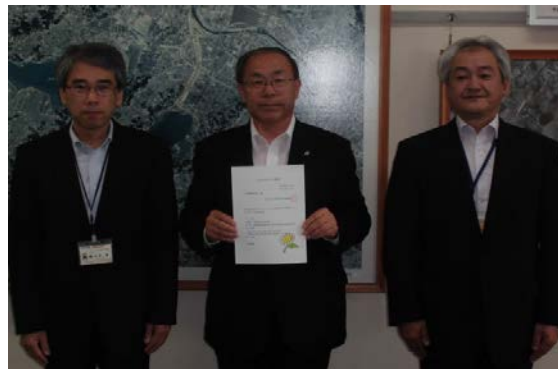
○北日本機械株式会社（平成28年6月1日認定）

活動内容は主要地方道古川佐沼線（登米市南方町：約600m区間）の歩道清掃活動を行っていただくこととなりました。

清掃活動にあたっては、本社（盛岡市）と仙台営業所から、登米市に足を運んでいただき、環境美化に携わっていただくこととなりました。



認定証の交付



認定証を囲んで

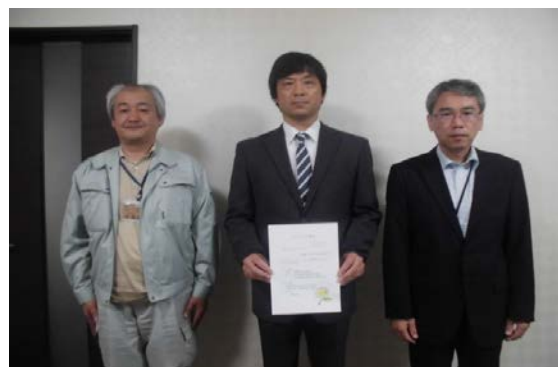
○株式会社日進クリエーション（平成28年9月29日認定）

活動内容は主要地方道古川佐沼線（登米市迫町北方地区：約600m区間）の歩道清掃活動を行っていただくこととなりました。

この区間は、長沼ダムを訪れる方をはじめ多くの方々が往来する主要な道路であり、今後、環境美化に携わっていただくこととなりました。



認定証の交付



認定証を囲んで

■「スマイルサポーター意見交換会」を開催しました(平成28年12月1日)

スマイルサポーターの相互交流・情報交換をとおして活動の活性化を図るため、意見交換会を開催しました。

当日は、12団体から出席いただき、参加者確保の工夫や冬季の活動状況などについて情報交換がなされました。また、伐木の処理や不法投棄看板の設置など県への要望も寄せられ活発な意見交換会となりました。



意見交換会の様子

「スマイルサポーター」になりませんか？

■スマイルサポーターの仕組み

県が管理する道路や河川において、定期的に清掃や緑化作業などの美化活動をボランティアで行うもので、活動前にスマイルサポーターと市町村、宮城県の3者でお互いの役割分担を盛り込んだ覚書を結びます。

■県の役割

ボランティア保険に加入し、万が一の場合に備えます。

また、サポーターの名前入り表示板を設置するほか、ホームページなどでその活動をPRするとともに、道路や河川の利用者のマナー向上を図ります。

■市の役割

ごみの処分やごみ袋の提供などの支援をお願いしています。

また、情報提供など県と連携してサポーターの活動をバックアップします。

～ スマイルサポーター Q&A ～

Q. 個人でもなれるの？

A. 道路の場合は個人でも可能です。河川の場合は、5人以上の団体（NPO、町内会、商工会等）または企業に限られます。

Q. 活動区間や活動回数に決まりはあるの？

A. 対象区間については、道路の場合、個人は100m、団体は500m程度を目安とし、河川の場合は、100m以上の活動をお願いしています。

また、活動回数については、道路の場合、年4～6回程度を目安とし、河川の場合は年2回以上の活動をお願いしています。

Q. 認定されるとどのようなメリットがあるの？

A. 県が設置する表示板や、活動状況の土木事務所ホームページ掲載などのPRにより、社会貢献活動が地域に広く認められるほか、何よりも自分たちの活動に”やりがい”が生まれ、地域コミュニティ等が活性化されます。

Q. 花の苗や肥料、消耗品などは支給してもらえるの？

A. 申し訳ありませんが、花の苗や肥料、消耗品などは支給できません。

Q. 申込みにはどんなものが必要なの？

A. スマイルサポーター認定申込書、実施予定表、構成員名簿、団体の規約等を提出していただきます。

Q. 認定までの流れは？

A. 認定申込後に県と市町村とで協力体制等についての協議を行います。

その後、サポーターと県及び登米市の3者で覚書を締結し、サポーター認定書を交付します。

Q. 認定後には何か手続きが必要なの？

A. 認定期間は年度末までの最大1年間となっています。翌年度以降も継続して活動いただける場合は、継続実施予定表を提出していただきます。

Q. サポーターをできなくなったら？

A. なんらかの事情で活動ができなくなった場合には、協議の上覚書を解除することとなります。また、「休止」という形も検討していただきます。

■問い合わせ先：

東部土木事務所 登米地域事務所 行政班 0220-22-249

清掃活動に参加しました

■「ロードクリーンキャンペーン」を実施しました

毎年8月10日の道の日にあわせ、当事務所では、登米市内の県管理道路を清掃するクリーンキャンペーンを行っています。今年も8月5日（金）に、職員23人で国道346号（道の駅米山付近）の除草、土砂の除去、清掃などを行いました。

当日はスマイルロードサポーターのうち7団体（株式会社島津組、株式会社登米村田製作所、石越町長根区、工藤建設まいろーど隊、北日本機械株式会社、北宮城自動車学校、日建工業株式会社クリーンチーム）も、それぞれの活動区間で道路の清掃などを実施していただきました。



■「河川クリーンキャンペーン」に参加しました

河川への不法投棄を防止し、河川愛護を推進するため、宮城県建設業協会登米支部と協同で、河川の一斉清掃「河川クリーンキャンペーン」を毎年実施しています。

38回目となる今年は、10月13日に、建設業18社・1団体105名と当事務所職員25名が参加して、登米市内の各河川の清掃活動を行い、全体で約1トンの廃棄物を回収しました。



作業状況



収集したゴミ

■「蕪栗沼クリーン作戦」に参加しました

蕪栗沼及び周辺水田での清掃作業を行う「蕪栗沼クリーン作戦」（主催：大崎市田尻環境協会）が10月21日に実施され、当事務所からも職員4名が参加しました。



作業状況

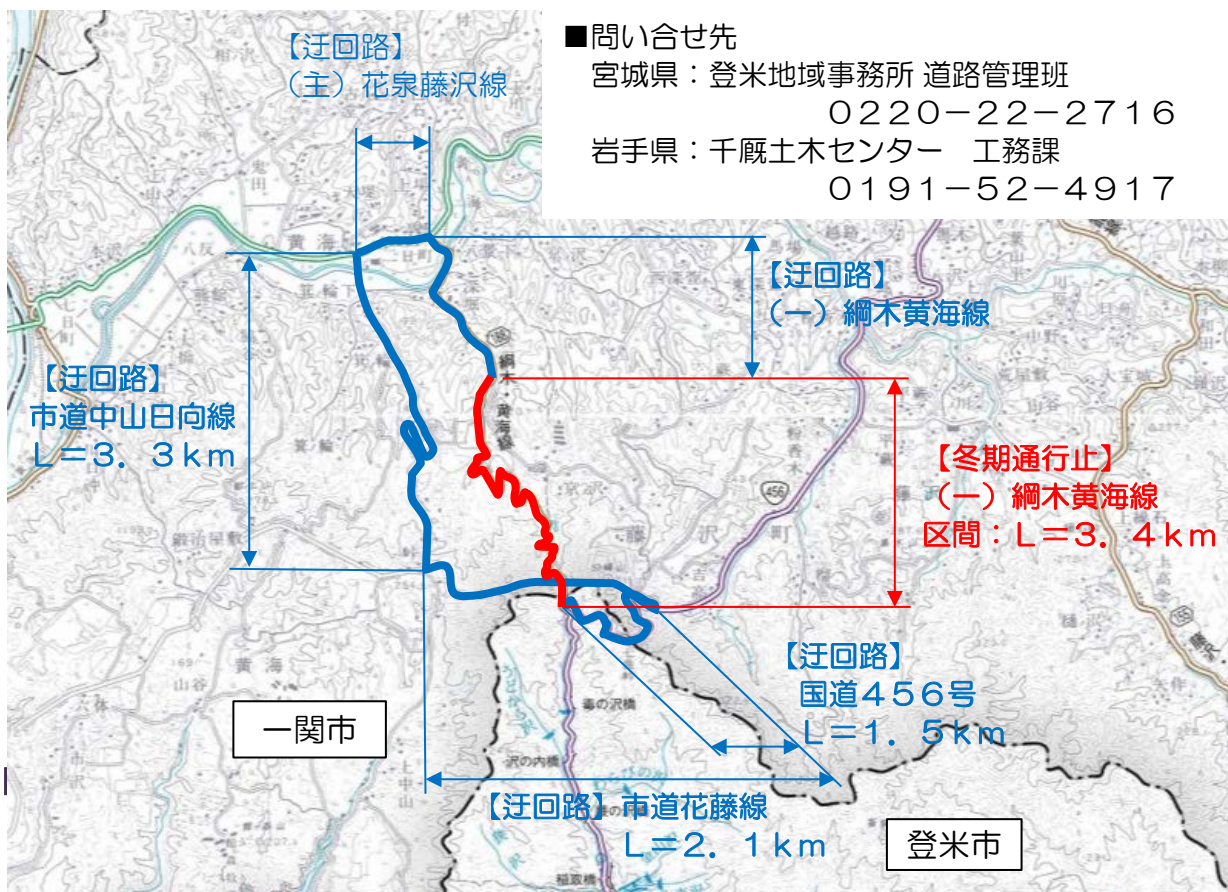


収集したゴミ

(一) 網木黄海線の「冬期通行止め」のお知らせ

宮城県と岩手県では、冬季の積雪や倒木等による安全確保を図るため、登米市東和町米川東網木から一関市藤沢町黄海字八景下までの3.4 km区間において冬期通行止めを実施しています。大変ご迷惑をおかけしますが、下記迂回路をご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

冬期通行止め期間：平成28年12月16日～平成29年3月31日



編集後記

本号では、スマイルサポーターとして長年ご尽力をいただいているサポーターの紹介、新たにスマイルサポーターに認定されました団体の紹介をさせていただきました。日頃の活動につきまして改めて感謝申し上げます。

引き続き、登米地域の安全・安心を目指し、地域の皆さんや関係機関との連携のもと、事務所一丸となって事業に取り組んでまいります。

今後もこの「登米地域だより」を通して、事業概要など様々な情報をお伝えしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

平成28年度
宮城県土木部キャッチ・フレーズ



宮城県土木部

宮城県東部土木事務所登米地域事務所

〒987-0511

登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

TEL：0220-22-7533

FAX：0220-22-7534

事務所ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/et-tmdbk/>

事務所代表メールアドレス

et-tmdbk@pref.miyagi.jp

復興支援道路 みやぎ県北高速幹線道路

事業だより

Ⅱ期(中田工区)・Ⅲ期(佐沼工区)

第1号

平成28年12月1日

発行元：東部土木事務所
登米地域事務所
道路建設第二班

1. はじめに

日頃、東部土木事務所登米地域事務所の土木行政の推進に対しまして、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。登米地域事務所では、県民の皆様へ「みやぎ県北高速幹線道路Ⅱ期(中田工区)及びⅢ期(佐沼工区)事業」に関する最新の情報を定期的にお届けするため、今回事業だよりを発行したものです。

2. 事業の目的

みやぎ県北高速幹線道路は県北地域の東西を結び、広域的な連携を強化するとともに被災地の復興支援や災害時の支援物資輸送等を担う「復興支援道路」として、早急に整備を推進することとしています。

3. 整備効果(地域・産業振興)

(1) 主要都市間のアクセス時間短縮

みやぎ県北高速幹線道路の整備により、主要都市間のアクセス時間が短縮されます。

特に、登米市へのアクセス時間の短縮が図られ、宮城県北の都市間連携が強化され、産業・経済・文化など、さまざまな分野への波及効果が期待できます。

- ◎ 登米市 ⇔ 栗原市
31分 ⇒ 23分 = 8分短縮
- ◎ 登米市 ⇔ 南三陸町
38分 ⇒ 29分 = 9分短縮
- ◎ 登米市 ⇔ 石巻市
60分 ⇒ 43分 = 17分短縮
- ◎ 登米市 ⇔ 仙台市
90分 ⇒ 82分 = 8分短縮

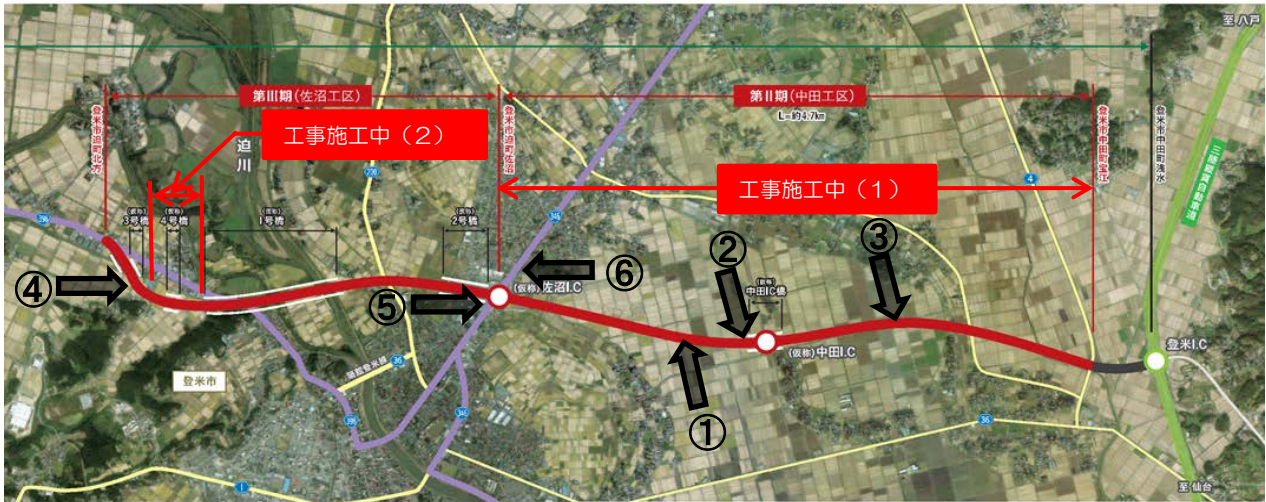
(2) 地域産業の支援

本県における高速道路・港湾・鉄道及び空港などのインフラ整備の充実が、企業進出に結びついています。特に、高速道路のインターチェンジへのアクセスの良好な地域に対しての企業進出が目立っていることから、「みやぎ県北高速幹線道路」の供用により、沿線地域への企業立地が大いに期待されます。



4. 工事の施工状況

みやぎ県北高速幹線道路Ⅱ期（中田工区）については、全区間「下図（１）」において施工中で、本線盛土工、横断函渠工、橋梁下部工などの施工を行っています。今後は、横断管渠工、用排水工、橋梁上部工などに順次着手し、2018年の供用に向け工事を進めていく予定です。また、Ⅲ期（佐沼工区）については、下図の（２）区間において工事施工中で、地盤改良工、本線盛土工、横断函渠工などに順次着手し、2021年の供用に向け工事を進めていく予定です。



（１）Ⅱ期（中田工区）の施工状況



① (仮) 佐沼IC～(仮) 中田IC 6号函渠工付近の盛土状況

② (仮) 中田IC A1橋台部分の施工状況

③ 10号函渠の施工状況

（２）Ⅲ期（佐沼工区）の施工状況



④ 国道398号付近の地盤改良状況

⑤ (仮) 佐沼IC本線付近の盛土状況

⑥ (仮) 佐沼ICランプ付近の盛土状況

5. 工事中のお願い

工事を行う地区においては、通行規制、騒音及び振動等により周辺住民の皆様にご迷惑をおかけいたしますが、施工業者と常に連絡をとりながら、最小限になるよう努めてまいります。なお、事業内容などで不明な点、または、土木事務所など行政に対するご意見・要望などがあれば、事務所にご連絡ください。

お問い合わせはこちらまで

宮城県東部土木事務所登米地域事務所 道路建設第二班

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字西佐沼150-5

電話：0220-22-5115

E-mail: et-tmdbkk2@pref.miyagi.jp

